

大阪府立和泉支援学校 P T A 規約第 3 条第 1 項第 2 号ア) の 運用基準

- 1 一時立て替えすることができるもの
 - a) 児童・生徒及び引率者の交通費、診療費及び会場借上料など
 - b) 応急処置のため必要な材料費や補修費など
 - c) その他応急措置のために必要となる費用

- 2 支弁することができるもの
 - a) 事故等により被害を受けた第三者又はその財産への補償。ただし、施設賠償保険及び保護者会員の損害保険等で補てんされる場合は、その額を除く。
 - b) 応急処置のため協力のあった第三者への謝礼。ただし、1 件 1 人当たり 1 万円を上限とする。